

第1回会合補足説明資料

平成19年6月22日

目次

1 韓国における受信料の徴収関係経費率	2
2 イギリスにおける受信料の徴収率の計算方法	3
3 子会社等系統図	4
4 NHKとNHK子会社等との取引	5
5 「受信契約状況実態調査」の概要と調査結果、適用係数	6
6 「法人・事業所契約実態調査」の概要と調査結果、適用係数	7

1 韓国における受信料の徴収関係経費率

- テレビ受像機を所有した者は、30日以内に韓国放送公社(KBS)又はKBSが委託した者に登録し、受信料を納付する義務がある。(放送法第64条)
- 受信料の徴収主体はKBSである。(放送法第65条)
- KBSは、登録業務及び徴収業務をKBSが指定する者に委託することができる。(放送法第67条第2項)
- 法令上許容される(委託)手数料は、受信料の15%以内。(放送法第67条第3項、放送法施行令第48条)
- KBSは、94年度から、受信料の徴収業務を韓国電力に委託しており、**6%程度の手数料**を支払っている。

(注)KBSの営業経費率は11.0%(2004年)

○放送法

(テレビジョン受像機の登録及び受信料納付)

第64条 テレビジョン放送を受信するためにテレビジョン受像機(以下「受像機」という。)を所持する者は、大統領令で定めるところにより、公社にその受信機を登録し、テレビジョン放送受信料(以下「受信料」という。)を納付しなければならない。ただし、大統領令の定める受像機に対しては、その登録を免除し、又は受信料の全部若しくは一部を減免することができる。

(受信料の決定)

第65条 受信料の金額は、理事会が審議・議決した後、放送委員会を経て国会の承認を得て確定し、公社がこれを賦課・徴収する。

(受像機登録及び徴収の委託)

第67条 (略)

2 公社は、受像機の生産者・販売者・輸入販売者又は公社が指定する者に受像機の登録業務及び受信料の徴収業務を委託することができる。

3 公社が第1項及び第2項の規定により受信料徴収業務を委託した場合は、大統領令で定めるところにより手数料を支給しなければならない。

○放送法施行令

(手数料の支払)

第48条 公社は法第67条第3項の規定により、販売人等にその者が徴収した受信料金額の100分の15以内の範囲で手数料を支払わなければならない。

2 イギリスにおける受信料の徴収率の計算方法

文化・メディア・スポーツ省によるモデル

$$\text{不払率 (A)} = 1 - \frac{\text{現在有効な受信許可証数 (B)}}{\text{受信許可証必要件数の推計値 (C)}}$$

4.7%

A: 不払い率

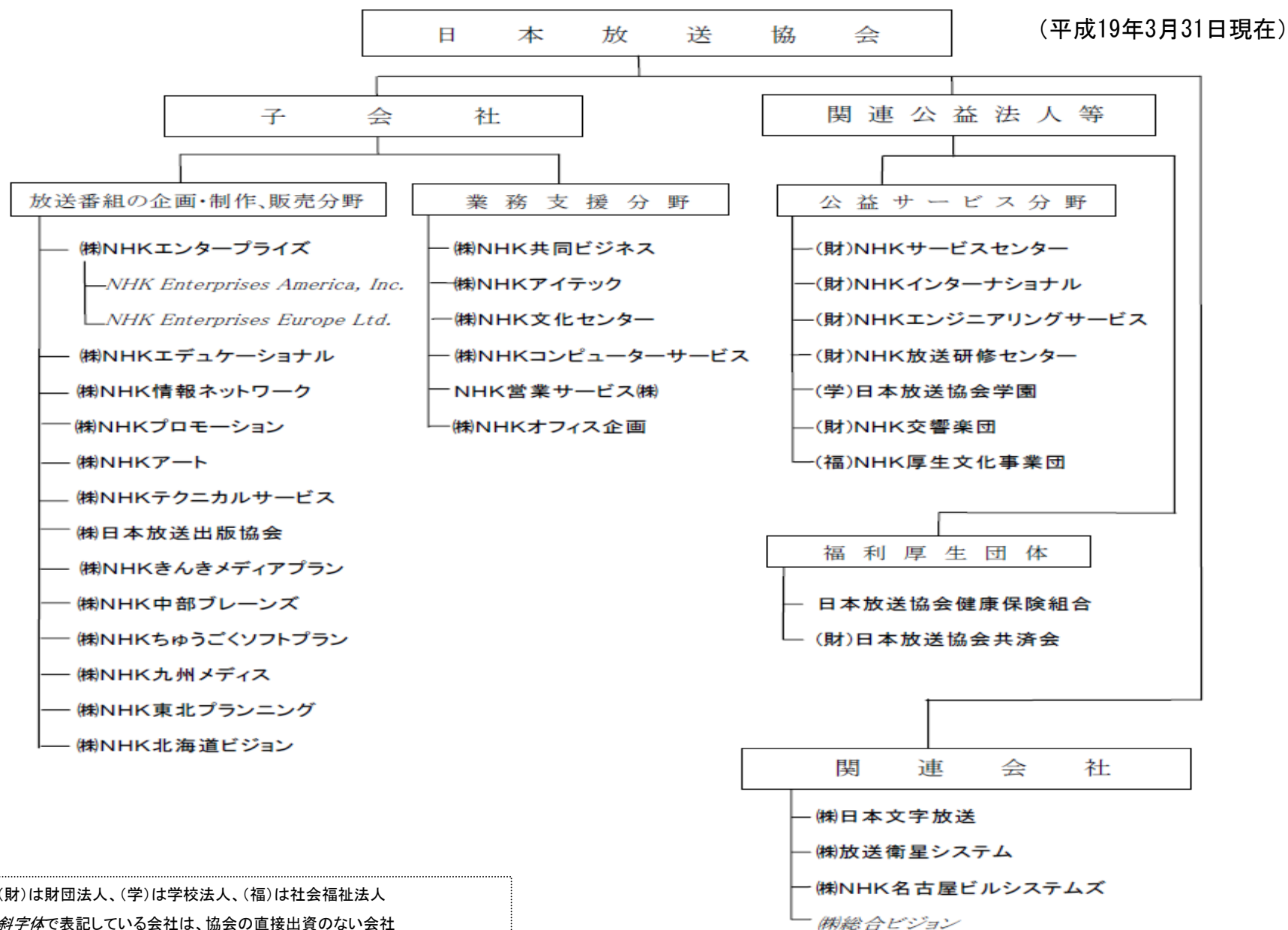
注1) 不払い率は、文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) が開発した統計モデルによって計算されている。

B: 現在有効な受信許可証数(実績値)

C: 受信許可証必要件数の推計値

注2) 国勢調査による世帯数、放送視聴者調査委員会 (BARB) が年次で推計しているテレビ普及率に基づき毎月推計し直したテレビ普及率により推計を行ったもの。受信許可証必要件数の推計値には、前回統計モデルの改定 (2002年) の際、別宅、学生寮、ホテル、ホステル等を新たに含めることとした。

3 子会社等系統図



4 NHKとNHK子会社等との取引

- 平成18年度決算におけるNHKの事業支出は、6,198億円。建設費は、658億円。
- NHKが子会社等に支払った額の合計は、1,196億円。
- この大部分は、番組制作関係業務の委託が占めている。

NHK平成18年度決算概要

(事業収支) (単位:億円)

区 分	平成18年度
事業収入	6,432
受信料収入	6,138
事業支出	6,198
当期事業収支差金	234

(資本収支)

建設費	658
-----	-----

NHKと子会社等との取引(平成18年度)

(単位:億円)

区 分	件 数	金 額
番組制作関係業務	94	699
技術関係業務	78	138
営業・広報関係業務	16	110
管理関係業務	18	45
計	206	993

3,000万円を超える取引を対象として、NHKが公表している資料

NHKから子会社等への支払額

平成18年度決算額	1,196億円
-----------	---------

※ 数値は、子会社(21社)及び関連会社(4社)、福利厚生団体(2団体)を除く
関連公益法人等(7社)の計32団体を対象とした合計

(出典:平成18年度業務報告書 消費税込み)

5 「受信契約状況実態調査」の概要と調査結果、適用係数

■H14年「受信契約状況実態調査」

◇調査時期	平成14年3月 （「国勢調査」との連動を基本に実施）
◇調査方法	郵送回収法、インターネット調査
◇調査対象	約2万8千件
◇回答数	約4千件（回収率 約13%）
◇調査項目	テレビ所有率、同居型世帯率等
◇調査実施	外部調査機関
◇算出手法	回答結果を分析の上、推計

■H18年「受信契約状況実態調査」

◇調査時期	平成18年3～4月 （「国勢調査」との連動を基本に実施）
◇調査方法	郵送回収法、インターネット調査
◇調査対象	約1万3千件
◇回答数	約4千件（回収率 約32%）
◇調査項目	テレビ所有率、同居型世帯率等
◇調査実施	外部調査機関
◇算出手法	回答結果を分析の上、推計

区 分		H14年調査	H18年調査	H18年度末	H18年度末係数の考え方
非同居型世帯率	2人以上	98.1%	97.7%	97.6%	H14年とH18年の調査結果から伸び率を算出し適用
	単身	84.1%	86.6%	87.2%	
テレビ所有率	2人以上	99.3%	99.4%	99.4%	H18年調査結果を適用
	単身	94.0%	94.5%	94.5%	
テレビ故障等の率		1.5%	1.6%	1.6%	H18年調査結果を適用

6 「法人・事業所契約実態調査」の概要と調査結果、適用係数

■H10年「法人・事業所契約実態調査」

- ◇調査時期 平成10年5～6月
(「事業所・企業統計調査報告」との連動を基本に実施)
- ◇調査方法 郵送回収法およびファクシミリで回答を求め、
未回答分には電話で聞き取り調査
- ◇調査対象 約2万件
- ◇回答数 約1万5千件 (回収率 約75%)
- ◇調査項目 純粋事業所(住居併設ではない事業所)比率、
テレビ平均設置室数等
- ◇調査実施 外部調査機関
- ◇算出方法 回答結果を分析の上、推計

■H13年「法人・事業所契約実態調査」

- ◇調査時期 平成13年4～5月
(「事業所・企業統計調査報告」との連動を基本に実施)
- ◇調査方法 郵送回収法およびファクシミリで回答を求め、
未回答分には電話で聞き取り調査
- ◇調査対象 約2万件
- ◇回答数 約1万4千件 (回収率 約70%)
- ◇調査項目 純粋事業所(住居併設ではない事業所)比率、
テレビ平均設置室数等
- ◇調査実施 外部調査機関
- ◇算出方法 回答結果を分析の上、推計

区 分		H10年調査	H13年調査	H18年度末	H18年度末係数の考え方
純粋事業所比率	ホテル・旅館	86.4%	90.4%	98.5%	H10年とH13年の調査結果から伸び率を算出し適用
	病 院	42.3%	46.3%	54.1%	
	その他	43.9%	43.6%	43.6%	H13年調査結果を適用
テレビ設置事業所比率	ホテル・旅館	99.4%	99.4%	99.4%	H10年とH13年の調査結果から伸び率を算出し適用
	病 院	63.5%	63.5%	63.5%	
	その他	42.2%	42.3%	42.3%	
テレビ平均設置室数	ホテル・旅館	13.4	13.6	13.9	H10年とH13年の調査結果から伸び率を算出し適用
	病 院	5.4	5.6	5.9	
	その他	1.5	1.5	1.5	H13年調査結果を適用